佐野日本大学短期大学 グレードポイントアベレージ運用内規

（平成22年5月26日制定）
（平成29年1月25日改正）
（令和5年1月25日改正）

（目 的）

第１条　この規程は、佐野日本大学短期大学（以下「本学」という。）における成績評定平均値（グレードポイントアベレージ。以下「ＧＰＡ」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第２条　この規程において「ＧＰＡ」とは、各授業科目の５段階の成績評価に対応して４～０の評点（グレードポイント。以下「ＧＰ」という。）を付与して算出する１単位当たりの評定平均値をいう。

（対象授業科目）

第３条　ＧＰＡの算出の対象授業科目は、５段階評価を受けた授業科目とする。ただし、本学以外で修得した授業科目又は入学前に修得した授業科目は、ＧＰＡの算出の対象授業科目としない。

２．成績評価に関しては、以下のとおりとする。

採　　点		判　定	評価
素　点	評　価　内　容		
100点以下90点以上	特に優れた成績を示したもの	合　格	S
90点未満80点以上	優れた成績を示したもの		A
80点未満70点以上	妥当と認められるもの		B
70点未満60点以上	合格と認められる成績を示したもの		C
60点未満	合格と認めるに足る成績を示さなかったもの	不合格	D
素点評価該当なし	欠席等、履修登録をしたが成績を示さなかったもの	判定不可	E

（配 点）

第４条　評価された成績の段階ごとに，次の表に掲げるＧＰを配点する。

評価	グレードポイント
S	4
A	3
B	2
C	1
D	0
E	0

２．GPAの評価値は、グレードポイントと修得単位数を用いて、次式から計算して求めることとする。

$$\text{GPA}=\frac{\text{Ｓの修得単位数}\times 4+\text{Ａの修得単位数}\times 3+\text{Ｂの修得単位数}\times 2+\text{Ｃの修得単位数}}{\text{総履修単位数（Ｄ、Ｅの単位数も含む）}}$$

（ＧＰＡの種類）

第５条　ＧＰＡは、次の各号に区分し計算する。

①学生毎ＧＰＡ

②学期毎ＧＰＡ

③通算ＧＰＡ

④授業科目毎ＧＰＡ

⑤専攻分野・系等毎ＧＰＡ

⑥学科ＧＰＡ

（成績が確定していない科目の取扱い）

第６条　成績の保留又は追試験等によってＧＰＡ算出期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして扱う。

２．　教員は、ＧＰＡ算出期日までに成績を確定させるよう努めるものとする。

（不正行為により無効とされた成績の取扱い等）

第７条　不正行為により無効とされた成績はＥとして扱い、当該科目以降の試験受験を認めない。

（ＧＰＡの通知・指導計画）
第８条　ＧＰＡの学生への通知は、学業成績通知の際に行うことができる。
２．ＧＰＡの教員への通知は学務課から行い、電子データにて提供する。
３．教員は、ＧＰＡに基づく学習指導（キャリアデザイン）の計画を策定し、学生の指導を行うものとする。

（ＧＰＡデータの提供）
第９条　本学の組織が教育活動の改善のために行う調査研究に必要なＧＰＡのデータは、教授会の承認を得て、当該組織に提供することができる。

（ＧＰＡによる面談指導）
第10条　累積GPAを学期毎に算出し、それが1.0未満、かつ、修業年限（２年）での卒業が難しいと判断した場合は、クラス担任が本人、保護者（留学生は保証人も可）との面談を実施し、学業改善へ向け反省を促す。判断の目安は、学期の取得単位数が15単位未満である場合とする。指導の時期は成績発表時、２年後期は２月とし、同時に保護者宛て書面により通知する。
２．疾病等の正当な理由がある場合は、この限りではない。

（ＧＰＡによる退学勧告）
第11条　累積GPAが1.0未満、かつ、卒業の見込みがないと判断した場合は、退学勧告を行う。クラス担任は本人、保護者（留学生は保証人も可）との面談を実施し、退学をするか学習を継続するかは本人が選択する。指導の時期は成績発表時、２年後期は２月とし、同時に保護者宛て書面により通知する。
２．疾病等の正当な理由がある場合は、この限りではない。

附　　則
この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。
附　　則
この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。
附　　則
この規程は、令和５年４月１日から施行する。